

飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国保に属する「被用者」の被保険者について、会社を休みやすい環境を整えることが重要であるため、発熱などの症状があつて感染が疑われた場合や感染が判明した場合に傷病手当金を支給できるよう規定の整備を行ったもの。

附則第3条

傷病手当金の対象者や支給条件等

【対象者】 附則第3条第1項

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

【支給対象となる日数】 附則第3条第1項

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数

【支給額】 附則第3条第2項

1日当たりの支給額 $[= (\text{直近の継続した3月間の給与収入の合計額} \div \text{就業日数}) \times (2 / 3)] \times \text{支給対象となる日数}$

※ただし、1日当たりの支給額について、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の $1 / 30$ に相当する金額の $2 / 3$ に相当する金額を超えるときは、その金額（令和2年3月現在、日額30,887円）

【適用期間】 附則第3条第1項及び第3項

療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで

附則第4条、附則第5条

傷病手当金と給与等との調整

【附則第4条】

給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、第3条第2項の金額より少ないときは差額を支給。

【附則第5条第1項】

附則第4条の該当者が受け取るはずであった給与等を受け取れなかったときは、傷病手当金を保険者（市）が支給（立替）。

【附則第5条第2項】

附則第5条第1項の規定により保険者（市）が支給した金額は事業主から徴収。

改正条例附則

施行日、適用期間

交付の日の施行。適用期間は令和2年1月1日から規則で定める日（9月30日）の間。